

事業者排出量削減計画書 **（新規）**・変更

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府長岡京市開田1丁目6番6号					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	三菱製紙株式会社 京都工場 執行役員工場長 田口量久					
事業者の主たる業種	化学工業 写真感光材料製造業（写真用感光紙・印刷製版材料・インクジェット用紙）					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年4月～平成23年3月					
基本方針	エネルギー消費効率改善及び設備の省エネ化推進で、平成22年にCO2排出原単位3%以上削減を目指す。					
推進体制	ISO14001の推進母体である工場環境マネジメント組織のエネルギー委員会を中心に推進する。					
	環境マネジメントシステム名称	三菱製紙京都工場				
	適用範囲	三菱製紙京都工場				
	取得年月日	平成11年11月				
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	平成20年度	工場設備	乾燥設備用送風機等のパワー化、不要空調設備等の停止及び統廃合、老朽化設備の省エネ化更新、操業度アップによる原単位向上			
	平成21年度	工場設備	乾燥設備用送風機等のパワー化、不要空調設備等の停止及び統廃合、老朽化設備の省エネ化更新、操業度アップによる原単位向上			
	平成22年度	工場設備	乾燥設備用送風機等のパワー化、不要空調設備等の停止及び統廃合、老朽化設備の省エネ化更新、操業度アップによる原単位向上			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） 平成19年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） 平成22年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	24,712 t	29,189 t	18.1 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 24,712 t	*2 29,189 t	18.1 %		
	目標設定の考え方	生産量は基準年度（平成19年度）に対し、3年後、21.7%の伸びが予想されることから、これを元に目標年度（平成22年度）の削減計画を実施した。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	京都工場	二酸化炭素換算 生産数量	0.366 (t/千m <sup>2</sup> )	0.355 (t/千m <sup>2</sup> )	-3.0 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	生産量の増加に伴ってCO2総排出量は増加をするが、エネルギーの効率使用による省エネを工場全体で更に推進し、3.0%の原単位向上を図る。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等 （二酸化炭素換算）				
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）		t
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）			
	*1 24,712 t	(*)2-(*)3 29189 t	18.1 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。  
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。